

規制改革・民間開放推進会議
生活・ビジネスインフラWG（IT分野）

- － 公共放送の在り方を踏まえたNHKの改革及び
地上波放送における競争の促進について －

平成17年11月14日
総務省情報通信政策局

(1) 公共放送の在り方を踏まえたNHKの改革について

①特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月18日特殊法人等改革推進本部決定）によれば、NHKの事業について

(ア) 公共放送事業に付随した新たな業務の実施について、インターネット利用については、放送の補完としての利用に限定するとともに、子会社等の業務範囲の拡大を抑制するため、子会社等の業務範囲を原則として出資対象事業に限定する等の仕組みを設ける

(イ) 子会社等との取引については、競争契約を原則とするとともに、随意契約による場合については、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない等やむを得ない場合に限定する

とされているが、同計画に基づく整理合理化の現状についてご教示願いたい。

(ア) インターネット利用と子会社等の業務範囲

○インターネット利用

1 NHKは受信料を主たる財源とする公共放送事業体であること、また、放送を取り巻く環境が急速に変化していく中で、将来の技術やサービス動向を正確に見通すことは困難であることから、NHKのインターネット利用は、当面、本来事業である放送の補完、いわゆる附帯業務（放送法第9条第2項第2号）として位置づけ、民間との調和ある事業展開にも配慮しつつ行われるべきものとされているところ。

2 NHKが、附帯業務として、インターネット利用を始めるにあたり、総務省は、平成14年3月、その利用の在り方を示す「NHKのインターネット利用に関するガイドライン」（別紙）を定め、公表。

3 同ガイドラインでは、

- ・情報の形態：番組の二次利用、番組関連情報
- ・支出規模：BSデータ放送の番組制作等の規模を参考に年額10億円程度を上限とする
- ・分野：番組関連情報は、教育、福祉、医療、生活の各分野から開始する

こととした。

○子会社等の業務範囲

- 1 NHKは、放送法第9条の2の規定により、総務大臣の認可を受けて、
 - ・業務の遂行のために必要であり
 - ・業務に密接な関連性を有する事業と認められる場合に出資できるとされている。
- 2 また、放送法施行令第2条では、上記の業務に密接に関連性を有する事業として、11の事業が限定列挙されている。
- 3 上記法令に基づきNHKから出資を受けた子会社等について、その業務範囲の適正性・透明性を確保するため、総務省は、平成14年3月に「NHKの子会社等の業務範囲等に関するガイドライン」（別紙）を定め、公表。
- 4 その中で、子会社等の業務範囲を、
 - (1) 放送法施行令第2条に規定するNHKの業務に密接な関連性を有する事業(出資対象事業)（例）放送番組の委託制作(NHKインタープライズ)、展示装飾等(NHKアート)
 - (2) NHKが保有する設備や優れた技術を活用して行われる事業であって、特に社会的意義のあるもの
(例) 教養講座等の運営(NHK 文化センター)、移動体通信の中継施設設計・工事(NHKアイテック)等に限定。
- 5 また、総務省は、同ガイドライン策定後も、平成15年度以降のNHK収支予算に付した総務大臣意見において、子会社等の情報公開を求めることにより、その説明責任を果たすことを求めているところ（別紙）。
- 6 なお、子会社等の数は、H10年のピーク時65社から現在34社まで減少。さらに、「NHK新生プラン」において、今後「時代にふさわしい再編成を行います」と明記されている。

(イ) 子会社等との取引

- 1 NHKは、放送法第9条の3の規定により、NHKが自ら定める委託基準に従うことにより、同法第9条第1項業務等を委託することができることとされ、また、同基準を総務大臣に届けなければならないとされている。

- 2 総務省は、平成14年3月、同法第9条の3の解釈指針を示すガイドライン（別紙）を定め、公表。
- 3 この中で、総務省は、NHKに対し、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がないなどやむを得ない場合を除き、競争契約を原則とすることを求めるとともに、併せて、その具体的要件や契約金額の算定要領を定めることを求めた。
- 4 これを受け、NHKは「業務委託契約要領」（別紙）を策定・公表し、受託者の選定要領や契約金額の算定方法の要領を明らかにした。
- 5 また、総務省は、同ガイドライン策定後、平成16年度及び17年度のNHK収支予算に付した総務大臣意見において、業務委託及び調達について、競争契約の原則を徹底することを求めているところ（別紙）。
- 6 なお、NHKは、政府調達に準じて、自主的に国際調達手続きを定め、購入額等が10万SDR以上の製品・サービスについて、内外無差別、透明な調達を実施している。

**放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」の解釈指針
(日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン)**

【平成14年3月8日公表】

1. 目 的

本解釈指針は、日本放送協会（以下「協会」という。）が放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」として、放送の補完利用としてのインターネット利用（災害・危機管理情報や選挙情報の提供、国際情報発信（外国語放送によるもの）を除く。以下、同じ。）を行う場合において、同号の解釈を示すことにより、協会の放送の補完利用としてのインターネット利用の在り方を明らかにすることを目的とする。

2. 協会の放送の補完利用としてのインターネット利用

協会が、放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」に基づき、放送の補完利用としてのインターネット利用を行う場合に当たっては、次のとおりとする。

(1) 提供する情報の形態

提供する情報の形態については、①協会が放送した番組（以下「二次利用」という。）、②放送番組をより良く理解するための情報（放送番組の制作過程において入手した放送番組の素材及びこれを加工して作成される情報、以下「番組関連情報」という。）とする。

(2) 規模

規模については、協会が行っているBSデータ放送の番組制作その他のインターネットによる情報提供と類似する業務の規模を参考に、年額10億円程度を上限とする。

(3) 態様

放送番組ごとにホームページを作成することとし、二次利用、番組関連情報のいずれについても、当該放送番組の終了後（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後）1週間程度とする。

(4) 分野

番組関連情報については、協会において、教育、福祉、医療、生活の分野から開始するものとする。

3. その他

本解釈指針については、今後の技術動向等も踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

平成 17 年度 放送番組補完インターネット利用計画

インターネットはいまや、人々の生活や企業経営などに必要不可欠な道具となっており、我が国の社会経済基盤として、その重要性はますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、平成 17 年度、NHKでは、放送を補完する観点から、インターネットのホームページを利用して、放送番組の二次利用や関連情報の提供を充実させ、視聴者のみなさんの生活に一層役立てていただきたいと考えています。

本利用計画は、このような放送番組の二次利用や番組関連情報の提供によるインターネットの利用（放送番組補完インターネット利用）について、その分野、態様、規模を定めるものです。

また、放送番組をインターネットで提供するに際しての著作権処理については、現在のところ、統一的なルールがないため、この点にも十分配慮しながら進めることとします。

1. 分 野

(1) 放送番組の二次利用

○ ニュース・気象情報の提供

- ・ B Sデータ放送の「ニュース」を二次利用した文字情報の提供及び、これに関係した動画・音声情報（テレビジョン放送の「ニュース」の二次利用）の提供
- ・ ラジオ第 1 放送の「ニュース」を二次利用した音声情報の提供
- ・ テレビジョン放送の「気象情報」を二次利用した画像の提供
- ・ ラジオ国際放送の「日本語ニュース」を二次利用した音声情報の提供

○ 学校放送番組の提供

- ・ 小学校学校放送番組および高校向け通信教育番組を二次利用した動画・音声情報の提供（番組名：総合的な学習の時間向け番組「たったひとつの地球」、同「おこめ」、同「川」、同「南極」、社会科番組「しらべてゴー!」、同「日本とことん見聞録」、同「にんげん日本史」、理科番組「ふしぎだいすき」、同「ふしぎ大調査」、同「サイエンス・ゴーゴー」、同「3 つのとびら」、算数番組「かんじるさんすう 1,2,3!」、同「わかる算数 4 年生」、同「わかる算数 5 年生」、同「わかる算数 6 年生」、養護番組「ストレッチマン 2」、「NHK 高校講座 数学 I」、「NHK 高校講座 数学基礎」、教師向け番組「学校デジタル羅針盤」)

○ 語学番組の提供

- ・ 語学番組を二次利用した動画・音声情報の提供（番組名：子供向け語学番組「えいごリアン」、「スーパーえいごリアン」、一般向け語学番組「100語でスタート！英会話」）
- 福祉情報番組の提供
 - ・ 福祉情報番組を二次利用した動画・音声・文字情報の提供（番組名：「きらっといきる」、「視覚障害者のみなさんへ」）
- スポーツ中継時の得点情報等の提供
 - ・ 国際競技大会等のスポーツ中継に際して、BSデータ放送の「リアルタイム得点表示」等を二次利用した文字情報の提供（番組名：「オリンピック・トリノ大会」、「ウィンブルドンテニス」、「米大リーグ」、「高校野球」中継など）
- 生活情報番組の提供
 - ・ ラジオ第1放送および国際放送の「地球ラジオ」を二次利用した音声情報の提供
- 地上デジタルデータ放送番組の提供
 - ・ デジタル放送受信機のインターネット接続機能を用い、地上デジタルデータ放送番組を二次利用した文字情報および静止画の提供（番組名：デジタル総合：各地のニュース、「万博関連情報」などの地域情報番組。デジタル教育：「暮らし Q&A」、「健康 Q&A」、「介護 Q&A」、「わくわくワールド」）

(2) 関連情報の提供

平成17年度は、教育、福祉、医療、生活および気象の5分野について提供し、これらの分野の放送番組をよりよく理解するのに役立てます。

- 教育分野
 - ・ 小学校・中学校学校放送番組および高校向け通信教育番組を補完し、学習効果を高めるのに役立つ情報の提供（番組名：総合的な学習の時間向け番組「みんな生きている」、同「たったひとつの地球」、同「おこめ」、同「川」、同「南極」、社会科番組「しらべてゴー!」、同「日本とことん見聞録」、同「にんげん日本史」、理科番組「ふしぎだいすき」、同「ふしぎ大調査」、同「サイエンス・ゴーゴー」、同「3つのとびら」、国語番組「はじめてのこくご ことばあ!」、同「おはなしのくに」、同「わかる国語 読み書きのツボ」、「わかる国語 だいすきな20冊」、算数番組「かんじるさんすう 1,2,3!」、同「わかる算数4年生」、同「わかる算数5年生」、同「わかる算数6年生」、道徳番組「ざわざ

わ森のがんこちゃん」、同「バケルノ小学校ヒュードロ組」、同「さわやか3組」、同「虹色定期便」、音楽番組「ドレミノテレビ」、中・高校生向け番組「科学タイムトンネル」、同「NHK映像科学館」、同「10min.ボックス」、同「ワールドドキュメント」、同「デジタル進化論」、同「メディアを学ぼう」、同「GO!GO!ボランティア」、「NHK高校講座 数学Ⅰ」、「NHK高校講座 数学基礎」、養護番組「ストレッチマン2」、同「みてハッスルきいてハッスル」、教師向け番組「学校デジタル羅針盤」)

- ・ 語学番組を補完し、学習効果を高めるのに役立つ情報の提供（番組名：子供向け語学番組「えいごリアン」、「スーパーえいごリアン」、「えいごリアン3」、一般向け語学番組「100語でスタート！英会話」）

○ 福祉分野

- ・ 福祉情報番組を補完し、障害者などケアを要する人たちに役立つとともに、そうした人たちへの理解を深めるのに役立つ情報の提供（番組名：「きらっといきる」、「福祉ネットワーク」、「NHK みんなの手話」、「社会福祉セミナー」、ミニ番組「ワンポイント介護」、「ワンポイント手話」）

○ 医療分野

- ・ 健康情報番組を補完し、健康増進に役立つ情報の提供（番組名：「きょうの健康」、「きょうの健康 Q&A」、「ハツラツ 道場」）

○ 生活分野

- ・ 生活情報番組を補完し、生活を豊かにするのに役立つ情報の提供（番組名：「住まい自分流～DIY入門～」、「きょうの料理」、「おしゃれ工房」、「生活ほっとモーニング」）

○ 気象分野

- ・ 気象情報を補完し、日常生活や防災にも役立つ情報の提供（番組名：「気象情報」）

2. 態 様

各番組のホームページにより提供します。

提供期間については、放送番組（シリーズ物の場合は、シリーズの最終放送番組）の終了から最長1週間程度とします。

ニュース情報の提供期間は、掲載時から、最長48時間程度です。

なお、視覚障害者および携帯端末向けにもニュース情報などを提供します。

3. 規 模

平成 17 年度において以上の放送番組の二次利用、関連情報の提供のために要する経費は、7.4 億円です。

4. その他

この利用計画の実施に際しては、視聴者の意向、要望を随時調査します。視聴者の意向、要望等を踏まえ、特集番組、年度後半の番組の新設などに際し、二次利用、関連情報（上記 5 分野）の提供を行う番組を見直すことがあります。

なお、NHKは、これまで、インターネットのホームページを利用して、放送番組の周知、視聴者からの番組に対する要望・投稿の受付、予算・決算・業務報告書等の情報公開、受信契約に関する受付等を行ってきました。また、国民の生命・財産の安全確保や民主主義の健全な発達の観点から国民に必要な情報として、災害情報、選挙情報等を提供してきました。

これらについては、日本語以外の 21 言語による国際情報発信を含め、平成 17 年度も引き続き積極的に提供していきます。

放送法第9条の2及び第9条の3に関する解釈指針
(日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン)

【平成14年3月8日公表】

1. 目 的

本解釈指針は、放送法第9条の2（日本放送協会（以下「協会」という。）の出資に関する規定）及び第9条の3（協会の業務の委託に関する規定）の解釈を示すことにより、協会の子会社等の業務範囲、及び協会の業務の委託の在り方を明らかにすることを目的とする。

2. 協会の子会社等の業務範囲

放送法第9条の2に基づき、協会が出資を行う場合において、協会からの出資を受けた子会社等の業務範囲については、次のとおりとする。

また、子会社等の業務範囲の適正性を確保するため、協会においては、出資比率等に応じ、議決権その他の権利を適正に行使することとする。

(1) 協会の子会社及び、協会又は子会社の出資比率が3分の1を超える関連会社の場合

原則として放送法施行令第2条に定める事業とする。具体的には、放送法施行令第2条に定める事業に加え、放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送及び委託して放送させることを除く。）又は、これらを行うために保有する設備又は優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものとし、別紙に掲げるものとする。

(2) 協会又は子会社の出資比率が3分の1以下ではあるが、協会が人事、資金、技術、取引等を通じてその業務の方針に重要な影響を与えることができる場合

(1) に準じ、協会の使命に照らして適正なものとする。

3. 協会の業務の委託

放送法第9条の3に基づき、協会が業務の委託を行う場合においては、次のとおりとする。

(1) 協会が基準を定めるにあたっては、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則とし、そのための具体的な要件を定めるものとする。

(2) 委託費の社会的公正性及び妥当性を確保するため、委託金額の満たすべ

き要件を含んだ契約金額算定要領を定めるものとする。

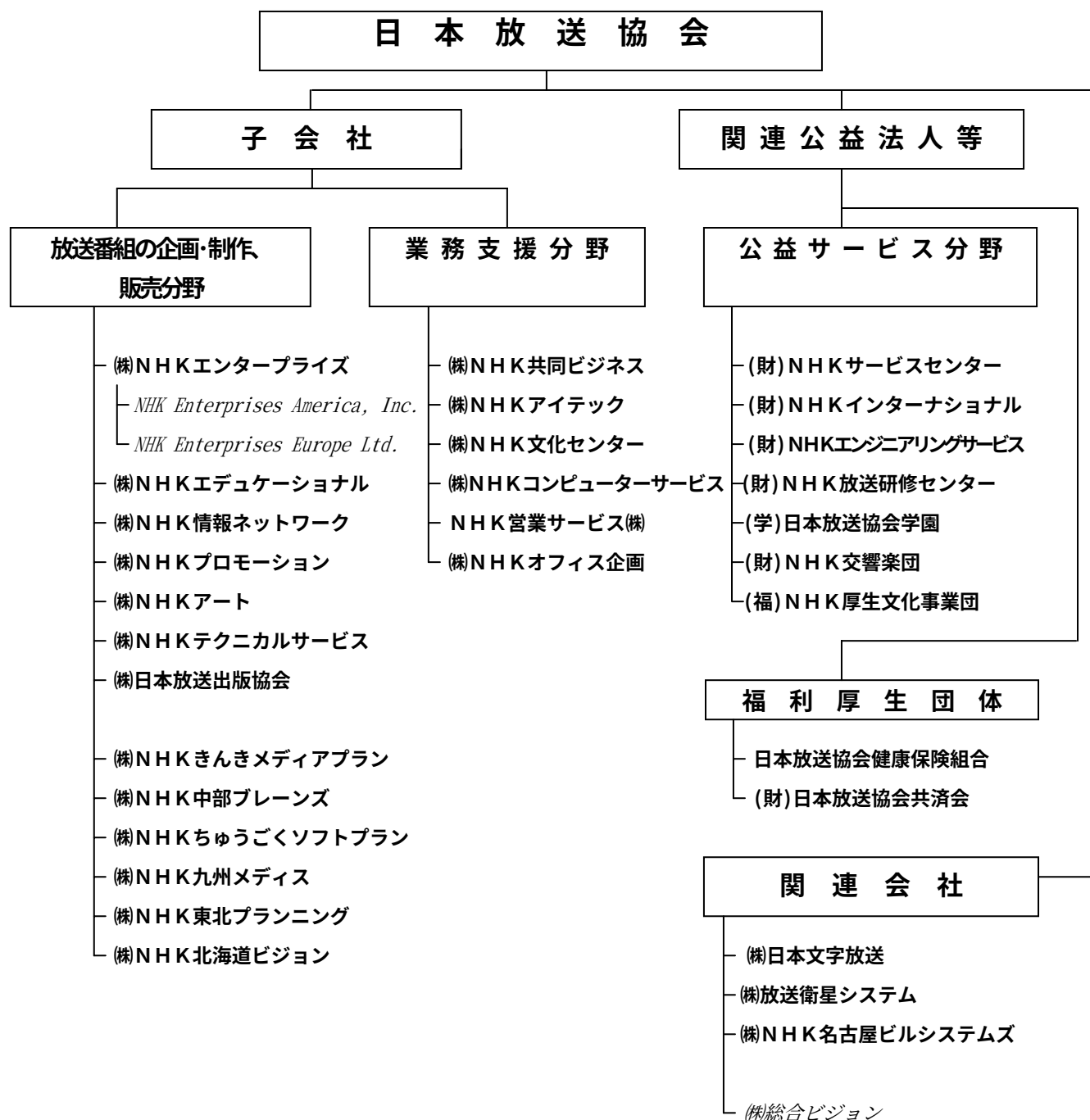
4．本解釈指針の運用

- (1) 本解釈指針の運用にあたっては、協会が措置する、子会社等の管理運営に関する基準の作成及び公表、苦情処理窓口の設置及び苦情処理対応状況の公表、外部監査の導入及び監査の結果の公表等により実効性を確保するものとする。
- (2) なお、(1)に掲げる協会の措置によっても本解釈指針の運用の実効性が確保されない場合においては、本解釈指針の趣旨に沿って適切な対応を求めるものとする。

- 一 委託により、放送番組等を制作し、その制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設若しくは設備を供給し、又は委託により放送設備等の設計その他の技術援助を行う事業
- 三 協会又は委託放送事業者の委託によりその放送番組を送信する受託国内放送を行う事業
- 四 委託により、又は協会と共同して、放送（委託して放送をさせることを含む。第七号において同じ。）及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業（受信障害調査及び受信障害改善対策に関する助言若しくは指導を行う事業、又は放送の受信に関し、公衆の相談に応ずる事業を含む。）
- 五 協会の受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 協会が放送し、若しくは委託して放送させることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催し、後援し、若しくは企画、運営し、又はこのために保有する設備若しくは優れた技術を活用して、特に社会的に意義のある営利を目的としない公共的な催しを主催し、後援し、若しくは企画、運営する事業
- 七 放送の普及発達に必要な周知宣伝（協会の放送番組の周知宣伝を含む。）又は出版を行う事業
- 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
- 九 協会の放送番組及びその編集上必要な資料を一般放送事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者等に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、頒布し、若しくはこれを有線送信する事業
- 十一 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業
- 十二 放送法施行令第2条に定める事業及び放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送及び委託して放送をさせることを除く。）のほか、これらを行うために保有する設備又は優れた技術を活用して行う上記各号に密接に関連する事業で、特に社会的に意義があり、かつ協会の目的に照らして適正な事業

N H K 子 会 社 等 系 統 図

(平成17年11月1日現在)



(注) 1. 協会の子会社 21 社、関連会社 4 社、関連公益法人等 9 団体 計 34 団体を記載
2. 斜字体で表記している会社は、協会から直接出資のない会社

業務委託契約要領（抜粋）

1. 略

2. 受託者の選定

受託者の選定にあたっては、契約の公正性および透明性を確保するため、次による場合を除き、競争によることを原則とする。

- (1) 公共放送サービスの質を確保するため、当該業者のノウハウを活用することが不可欠な場合
- (2) 効率化に伴い移行した要員が、当該業務に従事している場合
- (3) 著作権、特許権等の排他的権利の保護との関連で業者が限定される場合
- (4) 既設設備との関連で業者が一者に限定される場合
- (5) 緊急の必要により競争に付している時間がない場合
- (6) その他特別な事由で業者が一者に限定される場合

3. (略)

なお、委託費の算定にあたっては、別紙「業務委託費算定要領」に則り実施するものとする。

(別紙)

業務委託費算定要領（抜粋）

1. 2 略

3. 積算の考え方

(1) 積算の原則

積算は、原価計算方式によることを原則とする。

なお、原価計算方式によることが適当でないものについては、市場価格方式によるものとする。

(2) 積算の方法

原価計算方式は、委託する業務の実施に要する費用項目を積み上げ計算する方式である。計算にあたっては、一般に認められた原価計算の方法に準じ、原則として標準的な体制で委託する業務を実施した場合に要する費用を算出する。

なお、市場価格方式は、市場価格を基準として計算する方法である。

1 NHK の外部取引額の推移（全体）

（単位：億円）

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
競争契約	429	26.5%	718	37.2%	745	38.4%	722	37.9%
随意契約	1,193	73.5%	1,213	62.8%	1,198	61.6%	1,185	62.1%
合計	1,622	100.0%	1,931	100.0%	1,943	100.0%	1,908	100.0%

（注）随意契約には番組制作委託を含む。

〈内訳〉

（番組制作業務委託）

（単位：億円）

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
合計	679	100.0%	695	100.0%	691	100.0%	698	100.0%

（番組制作業務委託以外）

（単位：億円）

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
競争契約	429	45.5%	718	58.1%	745	59.5%	722	59.8%
随意契約	513	54.5%	517	41.9%	506	40.5%	486	40.2%
合計	943	100.0%	1,235	100.0%	1,252	100.0%	1,209	100.0%

- 1 件 3 0 0 0 万円超
- 単位未満切り捨て

2 関連子会社等との取引額の推移

(単位：億円)

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
競争契約	20	2.0%	15	1.5%	15	1.6%	16	1.7%
随意契約	1,006	98.0%	1,012	98.5%	988	98.4%	988	98.3%
合計	1,027	100.0%	1,027	100.0%	1,004	100.0%	1,004	100.0%

(注) 随意契約には番組制作委託を含む。

〈内訳〉

(番組制作業務委託)

(単位：億円)

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
合計	676	100.0%	693	100.0%	683	100.0%	691	100.0%

(番組制作業務委託以外)

(単位：億円)

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
競争契約	20	5.9%	15	4.6%	15	4.9%	16	5.3%
随意契約	329	94.1%	319	95.4%	305	95.1%	297	94.7%
合計	350	100.0%	334	100.0%	320	100.0%	313	100.0%

- 1件3,000万円超
- 単位未満切り捨て

各年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見(抜粋)

インターネット関連

○平成14年度総務大臣意見

- 5 インターネットにより視聴者に対して情報提供を行うに当たっては、放送の補完利用としての適正な運営を図るとともに、子会社等の業務範囲や子会社等との取引の一層の適正性、透明性の確保等を図ること。また、これらを含め、事業全般にわたる情報公開を一層徹底すること。

子会社関連

○平成13年度総務大臣意見

- 3 協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるよう、情報公開制度を適切に運用すること。また、子会社等が出資の趣旨目的に沿った事業を行うよう指導を徹底するとともに、連結決算の導入に向けた検討を進めること。

○平成14年度総務大臣意見

- 5 インターネットにより視聴者に対して情報提供を行うに当たっては、放送の補完利用としての適正な運営を図るとともに、子会社等の業務範囲や子会社等との取引の一層の適正性、透明性の確保等を図ること。また、これらを含め、事業全般にわたる情報公開を一層徹底すること。

○平成15年度総務大臣意見

- 6 協会と子会社等との連結決算の公表をはじめ、関連団体を含めた財務内容・業務内容の開示に努めるとともに、事業全般にわたる情報公開を一層推進し、協会の経営に対する視聴者の理解を得られるようにすること。

○平成16年度総務大臣意見

- 5 業務委託及び調達については、競争契約の原則を徹底すること。また、協会自身及び協会の子会社等についての情報公開を充実することにより、国民・視聴者に対し、受信料を主な財源とする特殊法人としての説明責任を果たすこと。

○平成17年度総務大臣意見

- 8 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会自身はもとより協会の子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるとともに、業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化と審査・管理体制の強化及び競争契約の原則の徹底を図り、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

また、業務全般を不断に見直し、その一層の合理化を効果的かつ適正に進めること。

競争契約関連

○平成16年度総務大臣意見

- 5 業務委託及び調達については、競争契約の原則を徹底すること。また、協会自身及び協会の子会社等についての情報公開を充実することにより、国民・視聴者に対し、受信料を主な財源とする特殊法人としての説明責任を果たすこと。

○平成17年度総務大臣意見

- 8 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会自身はもとより協会の子会社等の経営・業務等に関する情報公開を

一層積極的に進めるとともに、業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化と審査・管理体制の強化及び競争契約の原則の徹底を図り、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

また、業務全般を不断に見直し、その一層の合理化を効果的かつ適正に進めること。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抜粋

（業務）

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。
 - イ 中波放送
 - ロ 超短波放送
 - ハ テレビジョン放送
 - 二 テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。
 - 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
 - 四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。
- 2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一 略
 - 二 前項の業務に附帯する業務を行うこと。
- 以下略

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）

第九条の二 協会は、前条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者その他前条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

（業務の委託）

- 第九条の三** 協会は、第九条第一項の業務又は第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定によりその行う業務（次項において「第九条第一項の業務等」という。）については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。
- 2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第九条第一項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。
 - 3 協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）抜粋

（出資の対象）

第二条 法第九条の二に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 日本放送協会（以下「協会」という。）の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業
- 三 協会の委託によりその放送番組を送信する受託国内放送を行う事業
- 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送（委託して放送をさせることを含む。第七号において同じ。）及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業
- 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 協会が放送し、又は委託して放送させることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業
- 七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業
- 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
- 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を一般放送事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業
- 十一 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業

②「民間にできることは民間に」という構造改革の基本理念に立ち返って、特殊法人であるNHKの組織・業務を見た場合、スリム化の余地が大きいと考えられる。「新生プラン」で示された方策は現段階では具体性に欠けている。今年度約500億円の減収が見込まれる中、チャンネル削減など一部事業の廃止といった抜本的な改革が必要であり、少なくとも受信料収入で賄う業務範囲を縮小することは必然と考えるが貴省の見解を伺いたい。

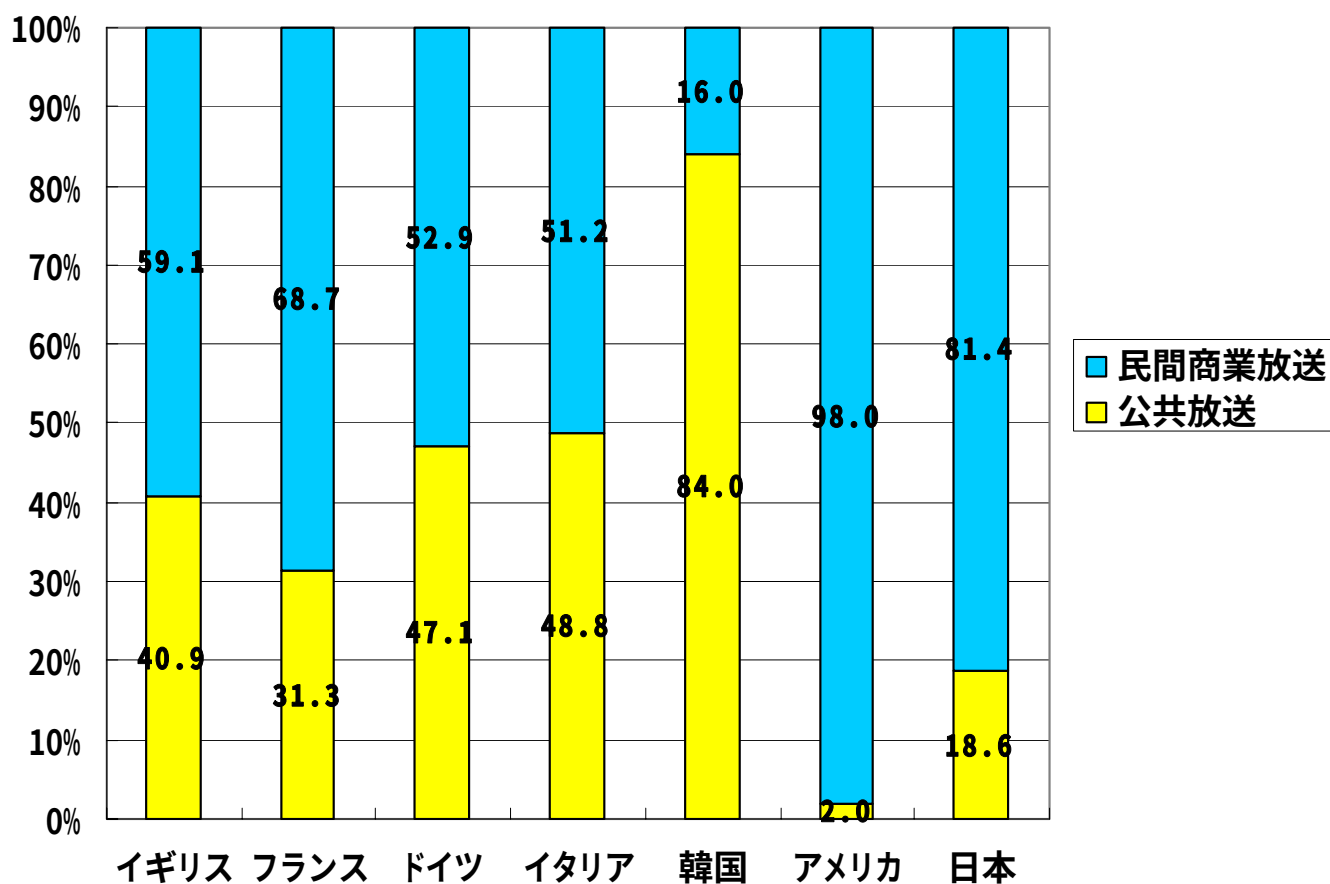
- 1 「NHK新生プラン」は、来年1月に発表予定の経営ビジョン（平成18年度～20年度）の骨子となるものであり、同プランに盛り込まれた項目の具体的な実施方法や効果は、今後、明らかにされることとなる。
- 2 NHKにおいては、昨年夏以降明らかになった一連の不祥事に伴い、受信料の不払いが急増するなど、その経営を取り巻く環境は厳しいものであり、受信料収入は、本年度末、予算比で約500億円の減収になる見込み。
- 3 まずは、NHKが自ら国民視聴者の信頼を回復することなどにより、受信料収入の確保に努めることが重要。
- 4 その上で、総務省としては、平成17年度NHK収支予算に付した大臣意見において、「今後における未契約世帯等の解消が十分に期待されると認められない場合には、所要の検討を行うものとする。」としているところ。
- 5 また、NHKのチャンネル数やその業務範囲の見直しについては、一般論として申し上げれば、中長期的観点から、公共放送の在り方、国民視聴者の意向、民間放送事業者との関係、諸外国の状況などを総合的に踏まえた議論が必要になると思料。
- 6 なお、諸外国の公共放送に比べ、NHKの保有チャンネル等が特に多いとは言えないところ。（別紙「諸外国における公共放送の保有チャンネル数」等）

諸外国における公共放送の保有チャンネル数

	イギリス	フランス (4 機関合計)	ドイツ (4 機関合計)	イタリア	韓国	日本
地上アナログ テレビ	2	3	2	3	2	2
地上デジタル テレビ	8	6 (一部地域)	一部地域	8	2	2 (地上アナログ のサイマル)
衛星アナログ テレビ	—	3 ※	1 4 ※	3 ※	—	3
衛星デジタル テレビ	2 8 ※ (地域向けチャ ンネルを含む)	—	6	7 ※	5 ※	3 (衛星アナログ のサイマル)
アナログ ラジオ	5	4	2 + ローカル	3	7	3
デジタル ラジオ	1 1	—	—	—	—	—
国際放送 (テレビ)	—	— (海外領放送 あり)	○	○	○	○
国際放送 (ラジオ)	○	○	○	○	○	○

※ 地上波のサイマル放送チャンネルを含む

公共放送の収入シェア



(注) 衛星・ケーブルテレビ含む

(出典) 「OECD Communications Outlook2001」

③ 上記②に関連して、貴省が考える「受信料で賄われるべき公共放送」の外延をご教示願いたい。上記「新生プラン」において、「NHKだからできる」放送として、災害報道・緊急報道、ニュースや大型企画番組、教育・福祉番組等が挙げられているが、例えば「公共放送」の範囲をそれらに限定することは考えられないか貴省の見解を伺いたい。

- 1 NHKは、特に、放送法第44条の規定により、豊かで、かつ、良い放送番組を放送することによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与することが求められている。
- 2 実際、例えば、分野別の番組構成比率についてみると、民放に比して、報道及び教育番組の比率が高く、娯楽番組の比率が低くなっている。(別紙)
- 3 一般論として言えば、NHKが放送すべき番組の範囲は、ご指摘の災害報道・緊急報道、ニュースや大型企画番組、教育・福祉番組等に限定されるものではなく、娯楽番組や教養番組も含め、全体として、バランスのとれた形で、公共放送としてふさわしい良質な放送が行われることを放送法は求めているところ。
- 4 いずれにしても、総務省としては、NHKが国民視聴者の意向に不断に耳を傾け、公共放送としての特性を十分に発揮した優れた放送番組を提供することで、公共放送の使命を果たすことを期待。

NHK及び民放の分野別番組比率

○テレビジョン放送（アナログ放送）

（単位：％）

		報 道	教 育	教 養	娛 楽	広 告	その他
NHK	総合放送	50.8	11.0	22.6	15.6	—	—
	教育放送	4.7	80.1	15.2	0.0	—	—
民放（127社）		19.8	12.3	25.1	37.5	3.9	1.3

○ラジオ

（単位：％）

		報 道	教 育	教 養	娛 楽	広 告	その他
NHK	AM 第1放送	50.1	3.2	23.1	23.6	—	—
	AM 第2放送	14.3	65.9	19.8	0	—	—
	FM放送	17.9	5.4	38.2	38.5	—	—
民放（101社）		12.3	2.4	13.3	69.3	2.0	0.7

注：NHKは平成16年度、民放は平成15年度の数値。

出典：NHK（日本放送協会平成16年度業務報告書）

民放（日本民間放送連盟編「日本民間放送年鑑2004」掲載のデータを基に作成）

(参考) 良質な放送番組の提供

○ 番組に対する視聴者の意見

(出典：NHK放送文化研究所 放送研究と調査 8月号 「日本人とテレビ・2005年」)

・ 事件や災害が起きたときの対応が速い	60%		(民放 19%)
・ 教養番組に、興味深いものがある	44%	⇔	(民放 8%)
・ 地域の出来事や話題をよく伝えている	34%		(民放 27%)
・ 報道番組が中立・公正	25%		(民放 5%)

○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合 (平成 16 年度実績)

NHK総合 89.5% ⇔ 在京キー局 31.2%~66.3%

○ 放送法 (昭和二十五年五月二日法律第百三十二号)

第四十四条 協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たっては、第三条の二第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。

三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

2 略

3 略

4 略

④現在制約が課されているNHKのインターネット利用について、制約を緩めより自由にするためには、どのような条件が整うことが必要と考えるか貴省の見解を伺いたい。

1 NHKが良質のコンテンツをインターネットを利用して情報提供することは、IT社会の発展に資する観点から社会的に有意義なものと認識。

2 しかしながら、

① NHKが受信料を主たる財源とする公共放送事業体であること

② 現在は、デジタル化や通信・放送の融合の進展、視聴者の対価意識の高まり、視聴形態の多様化など、放送を取り巻く環境が急速に変化していく中で、将来の技術やサービス動向を正確に見通すことは困難であること

から、当面、本来事業である放送の補完、いわゆる附帯業務として位置づけ、民間との調和ある事業展開にも配慮しつつ運用しているところ。

3 このような観点から、総務省としては、放送政策研究会第一次報告等も参考としつつ、平成14年3月8日に「NHKのインターネット利用に関するガイドライン」を策定し、一定のルールを整理。

4 今後、NHKが、同ガイドラインの範囲を超えてインターネットの利用を行う場合には、公共放送の使命、NHKの業務範囲、受信料を負担する国民視聴者の意向、民間の情報提供事業者との関係等を踏まえ、十分な検討をしてまいりたい。

⑤視聴の有無にかかわらず国民に負担を求める現行の受信料制度は、利用者の自由な選択を確保するという規制改革の基本的な考え方に逆行するものであり、CATV、BS・CS放送、インターネットによる有料映像配信との公正な競争という観点からも問題があると考えるが貴省の見解を伺いたい。

1 我が国の放送は、受信料を財源とするNHKと、主として広告料収入を財源とする民間放送との二元体制の下で、お互いが切磋琢磨することにより着実な発展をとげてきたものと認識。

2 現行の受信料制度は、NHKが公共放送として、

- ①あまねく全国における放送
- ②良質な放送番組の放送
- ③放送に関する技術の研究開発
- ④国際放送の実施という社会的使命

といった社会的使命を果たすため、それに必要な財源を広く国民視聴者全体が負担することにより、高度な自主性、中立性を財政面から確保するとともに、NHKが自ら視聴者の声に耳を傾けることでその経営努力を促すためのもの。

3 このように、NHKは、他の放送事業者と異なる目的・役割を有するものであり、現在の受信料制度は、公共放送を支える財源としてこれまで有効に機能してきたところであるが、デジタル化や通信・放送の融合の進展、視聴者の対価意識の高まり、視聴形態の多様化など、放送を取り巻く環境が急速に変化しており、今後議論の動向を注視したい。

4 ただ、現在のところ、諸外国においても、基本的には受信料制度が設けられており、視聴の有無にかかわらず、受信料を徴収しているのが一般的。

NHKの公共的役割

1 放送の全国普及

○ 放送法規定

NHK

「あまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」
(第9条第5項)



民放

「あまねく受信できるように努めるものとする。」(第2条の2第6項)

(例) 北海道における地上テレビジョン放送の世帯カバー率及び無線局数

NHK：約99.4%、
211局



民放事業者：約89.4%～約98.3%、
83局～169局

2 良質な放送番組の提供

○ 番組に対する視聴者の意見

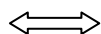
(出典：NHK放送文化研究所 放送研究と調査8月号 「日本人とテレビ・2005年」)

・事件や災害が起きたときの対応が速い	60%		(民放 19%)
・教養番組に、興味深いものがある	44%		(民放 8%)
・地域の出来事や話題をよく伝えている	34%		(民放 27%)
・報道番組が中立・公正	25%		(民放 5%)



○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合(平成16年度実績)

NHK総合 89.5%



在京キー局 31.2%～66.3%

3 放送技術の開発

- NHKの技術調査研究費：73億円
- 特許権及び実用新案権保有総数：1,085件
- NHK技術研究所(職員数282人、うち研究員260人)

4 国際放送(短波・映像)の実施

- 短波国際放送
 - ・昭和10年開始(運営総経費90億円 うち政府交付金23億円)
 - ・放送時間 1日延べ65時間(22言語)
- 映像国際放送
 - ・平成7年開始(運営総経費29億円)
 - ・1日24時間(日本語、英語)
 - ・在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー

5 アーカイブス

・放送ライブラリー※1	NHK		民放局・制作会社
・NHKアーカイブス※2	4,141本		8,135本
	5,290本		—

(注) NHKの公開番組については、放送ライブラリーとNHKアーカイブスにおいて重複がありうる。

※1 放送界全体の共同事業として設立された財団法人放送番組センターが運営。放送ライブラリーは放送法第53条に基づく事業。

※2 NHKが保有する番組や映像を多角的に活用していくための施設

NHK及び民放の分野別番組比率

○テレビジョン放送（アナログ放送）

（単位：％）

		報 道	教 育	教 養	娛 楽	広 告	その他
NHK	総合放送	50.8	11.0	22.6	15.6	—	—
	教育放送	4.7	80.1	15.2	0.0	—	—
民放（127社）		19.8	12.3	25.1	37.5	3.9	1.3

○ラジオ

（単位：％）

		報 道	教 育	教 養	娛 楽	広 告	その他
NHK	AM 第1放送	50.1	3.2	23.1	23.6	—	—
	AM 第2放送	14.3	65.9	19.8	0	—	—
	FM放送	17.9	5.4	38.2	38.5	—	—
民放（101社）		12.3	2.4	13.3	69.3	2.0	0.7

注：NHKは平成16年度、民放は平成15年度の数値。

出典：NHK（日本放送協会平成16年度業務報告書）

民放（日本民間放送連盟編「日本民間放送年鑑2004」掲載のデータを基に作成）

諸外国の受信料制度

	受信料等の 位置づけ (支払の相手方)	強制徴収	罰則等	料金年額	受信料収入 (総収入に 占める割合)
イギリス	受信許可料 (BBC)	(調査中)	・無許可受信者は、1 千ポンド以下の罰金 ・罰金未納の場合は刑 務所収監	T (C) 126.5 ポンド (25,300 円) T (M) 42.0 ポンド (8,400 円)	5,881 億円 (76.7%) (子会社を含 む連結決算)
フランス	受信機使用税 (政府)	あり	・2005 年から、受信料 を住居税と一括徴収 ・正確な届出をしない 場合等は、150 ユー ロの罰金	T 116 ユーロ (15,660 円)	2,981 億円 (64.2%)
ドイツ	受信料※ (ARD、ZDF が共同で設 立したGEZ (受信料徴収 センター))	あり	・1 ヶ月超の届出遅滞 及び6 ヶ月以上の滞 納に対し、罰金 ・また、州放送協会の 告訴に基づき訴追	T & R 204.36 ユーロ (27,589 円) R 66.24 ユーロ (8,942 円)	8,607 億円 (81.9%)
イタリア	受信料 (RAI)	(調査中)	・罰則制度はなし(調 査中) ・割増金及び延滞金制 度あり(調査中)	T & R 99.60 ユーロ (13,446 円)	1,933 億円 (55.2%)
韓国	受信料 (KBS)	あり	・罰則制度はなし ・受信料未納の場合は 割増金制度あり ・テレビ受像機の未登 録には、追徴金制度あ り	T 30,000 ウォン (3,000 円)	500 億円 (39.3%)
日本	受信料 (NHK)	なし	・罰則制度はなし ・延滞金・割増金制度 あり	T (C) 16,740 円 T (M) 10,860 円 衛星 T (C) 28,080 円 衛星 T (M) 22,200 円	6,410 億円 (96.1%)

※1 Tはテレビ、Rはラジオの意。また、T (C) はカラーテレビ、T (M) はモノクロ(白黒)テレビの意

※2 衛星付加料金があるのは日本のみ

⑥NHKが「新生プラン」で謳っている「視聴者第一主義」を全うするためには、放送サービスの対価として視聴者が料金を支払う（契約受信料制度）のが自然であると考えてるが貴省の見解を伺いたい。

- 1 受信料制度は、国民全体を基盤とする公共放送を維持するため、広く国民視聴者に負担を求めるために設けられたもの。
- 2 NHKの現在の放送をスクランブル化（有料放送化）した場合、
 - (1) 災害放送等の良質な放送番組を、料金を払う人だけが視聴できることとなるなど、あまねく全国へ豊かで良い放送番組を提供するという公共放送の使命を果たせなくなるおそれがないか
 - (2) 視聴率優先となることにより、番組が偏り、豊かで良い放送であるべき公共放送が痩せていくことになるおそれがないか
 - (3) NHKが公共放送として必要な収入を安定的、継続的に確保することが困難となるおそれがないかなど公共放送の根幹に関わる様々な問題がある。
- 3 なお、諸外国においても、現時点では、公共放送においてスクランブル（有料放送）を導入している例はなく、受信料及びこれに類似する財源を基本財源としているのが一般的。

（参考）

英国では、世界に先がけて、商業放送事業者 ITV Digital 社が、有料放送方式による地上デジタル放送を 1998 年 9 月に開始したが、2002 年 5 月に倒産、サービスが停止した。

⑦NHKは「新生プラン」の中で教育テレビやBSハイビジョンの24時間放送の見直しを掲げているが、電波の有効利用という観点から空いた時間の帯域を他者に貸し出すことは考えられないか。

1 国民の最も身近な情報提供手段としての地上放送の役割は極めて大きく、安定的な情報供給の要請が強い。

こうした要請に応える観点から、現行制度は、技術・財政上一定の要件を満たすと判断される者について、一定期間、希少な放送波を占有させ、安定的サービス供給の担保を図る仕組みとなっている。

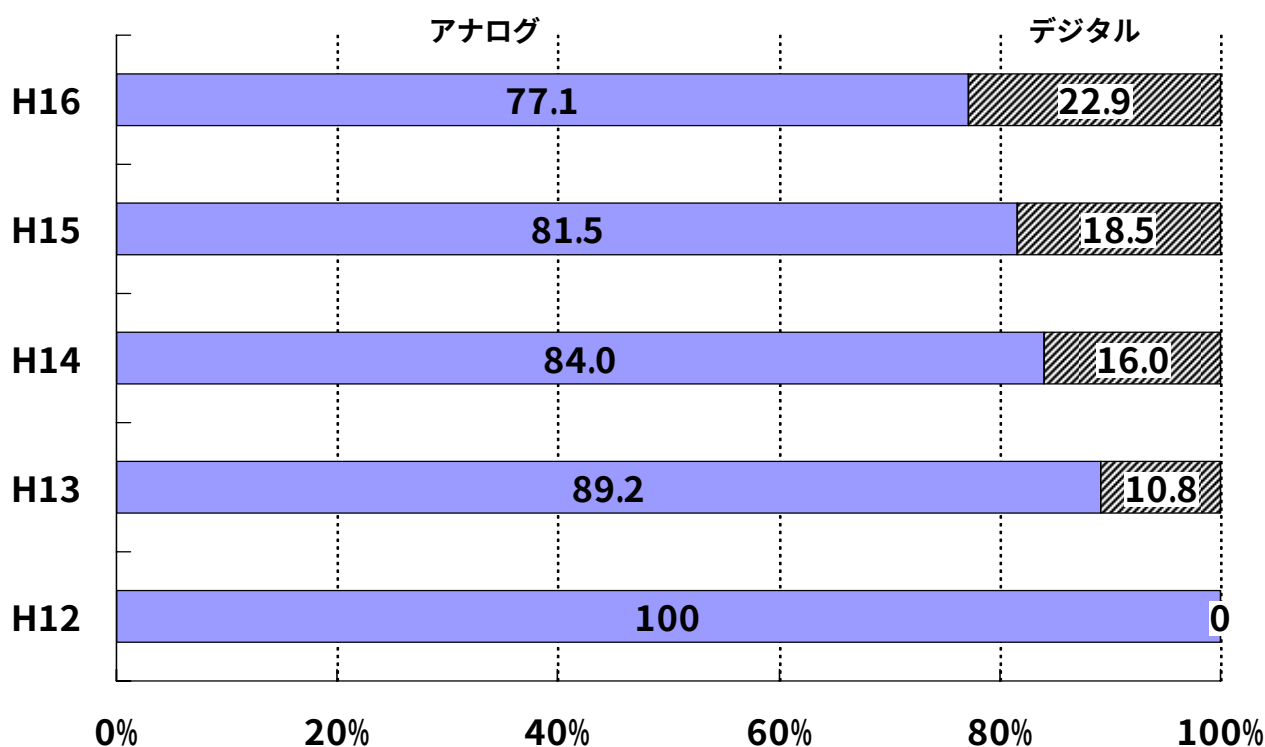
2 そして、免許を受けたNHKは、割り当てられた周波数を最大限に活用することによって、ハイビジョン放送、携帯端末向け放送等デジタル放送ならではの魅力あるサービスの実現に向け、先導的役割を果たしているところ。

3 9月20日に発表された「NHK新生プラン」は、来年1月に発表予定の経営ビジョン（平成18年度～20年度）の骨子となるものであり、24時間放送の一部見直しを含め、同プランに盛り込まれた具体的内容は、現在のところ、必ずしも明らかではないが、仮に、ご指摘にあるような、NHKに割り当てられた帯域の一部を他の事業者に共用させることとすれば、①災害時の責任を持った対応をはじめとする放送の安定的な供給やデジタルならではのサービス提供に対するインセンティブを損なうおそれがあるのではないか、②同一チャンネルに公共放送と商業放送を混在させる結果、視聴者に誤解を生じさせるおそれがあるのではないか、といった諸点について慎重な検討が必要。

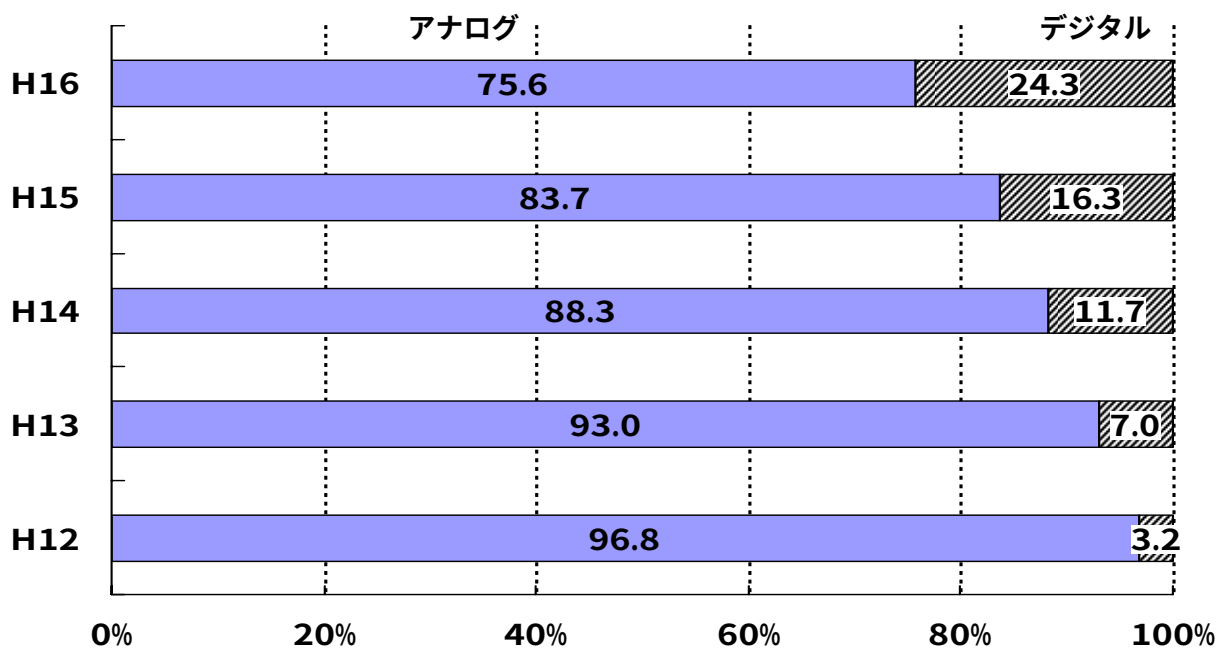
⑧ B S 放送については、行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」（平成8年12月16日）で、明確に「NHKのB S 放送について地上放送と一括した受信料制度を見直し、有料スクランブル化を図るべきである」とされている。また、規制改革委員会「規制改革についての見解」（平成12年12月12日）においても改めて「B S デジタル放送のスクランブル化については、既往の規制緩和推進3か年計画（再改定）の趣旨にそって、サイマル放送期間を考慮しつつ、その実施について検討すべきである」とされている。これらは、いずれも当時貴省と協議・合意の上での提言となったものである。閣議決定（平成13年3月30日）の表現は「NHKのB S デジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、B S アナログ放送とB S デジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」となっているが、貴省との合意の上で出来上がった、上記の2つの提言に関連して、B S 放送については、少なくともデジタル化が完成した時には、いわゆるスクランブル方式に移り移ることについて、貴省の考えは変化がないかどうかを明確にされたい。

- 1 NHKのB S 放送は、広範かつ多数の視聴者に良質な番組を提供する準基幹放送であり、地上放送とともに、NHKが有する①全国あまねく放送、②良質な番組提供、③国際放送など公共放送としての社会的使命を担うとともに、地上放送の受信が困難な難視聴地域の解消の役割を果たしている。
- 2 一方、民間の衛星放送については、平成8年当時とは異なり、平成12年12月に地上系民放による広告放送が開始され、参入事業者も増えるなど（現在B S アナログ2社、B S デジタル17社。今後B S 9チャンネル跡地にも2～3社参入予定）、現在、様々な特徴をもった事業者がその特徴を活かした放送を実施しており、NHKを取り巻く環境も変化しているところ。
- 3 こうしたNHKが担っている社会的使命やNHKを取り巻く環境の変化、さらには、依然としてアナログ放送の視聴者の方が多いというB S 放送の視聴実態なども踏まえつつ、先に閣議決定された既往の方針に沿って、B S デジタル放送のスクランブル化の実施について、引き続き検討していく方針に変わりはない。

NHKのBS放送受信世帯構成の推移



(参考) WOWOW



(出典：日本放送協会及び WOWOW 資料により総務省作成)

(2) 地上波放送における競争の促進について

問① 競争の促進という観点から、地上放送局の再免許に当たって、新規事業者を公募するとともに、競争入札又は「市場原理活用型比較審査方式」等の客観的基準により免許人を決定するという方策を導入することについて。

※ 市場原理活用型審査方式＝各審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する方式

(答)

1. 放送局の再免許は、再免許申請にあわせた競願申請を排除しているものではなく、制度的には新規参入も可能である。

2. そして、免許の申請、及びその審査の手続きは、以下のとおり、公正かつ透明に運用しているところ。

- ① 再免許審査の審査基準等については、電波法、放送局開設の根本的基準（省令）、電波関係審査基準（訓令）、免許方針（通達）等の形で、全て公表されている。
- ② 再免許審査の経過についても、電波監理審議会に対し審査状況等を事前報告することとしている。（審議会の議事録は公開。）
- ③ また、審査の結果についても、報道発表により公表している。

3. 総務省としては、以上の行政手続きの透明性・客観性を更に高めるよう、引き続き、具体的な検討を進めてまいりたい。

但し、ご指摘の入札方式に関しては、入札価格の高騰、免許期間の長期化等のデメリットの指摘もあり、この方式の導入の可否について、こうした点も踏まえ、更に慎重な検討が必要と考えている。

4．なお、地上放送については、地上放送相互間、衛星放送等他の放送メディアとの間、その他の情報メディアとの間で厳しい競争状況の下におかれているものと思料。

電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 目的
- 二 開設を必要とする理由
- 三 通信の相手方及び通信事項
- 四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。））、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第二号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第二百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

2 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第四号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項

二 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

三 事業計画及び事業収支見積

四 放送事項

五 放送区域

3～6省略

7 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの

三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局

四 放送をする無線局

（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当てが可能であること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

2 く 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画（放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。

- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。
- 3 放送用周波数使用計画は、**放送法第二条の二第一項**の放送普及基本計画に定める**同条第二項第三号**の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの（次項において「放送用割当可能周波数」という。）の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。
- 4 総務大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。
- 5 総務大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- 6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

無線局免許手続規則（昭和25年11月30日電波監理委員会規則第15号）

（省略する手続）

第二十条 法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計等の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、再免許については、適用しない。

放送局の開設の根本的基準（昭和25年12月5日電波監理委員会規則第21号）

（国内放送を行う放送局）

第三条 国内放送を行う放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う放送局又は衛星補助放送を行う放送局にあっては、第一号及び第二号）の条件を満たすものでなければならない。

- 一 その局の免許を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 二 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実であると認められるものであること。
- 三 削除
- 四 その局の放送番組の編集及び放送は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
- (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実をまげないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
 - (5) テレビジョン放送を行う放送局（**放送大学学園法**（平成十四年法律第一百五十六号）**第三条**に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）が開設するものを除く。）又は中波放送若しくは超短波放送を行う放送局（協会が開設するものに限る。）であるときは、特別な事業計画によるものを除き、次の放送がいずれも行われ、かつ、すべての放送の間に調和が保たれているものであること。
 - (一) 教育番組（学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。以下同じ。）又は教養番組（教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするもの。以下同じ。）の放送
 - (二) 報道を目的として行う放送
 - (三) 娯楽を目的として行う放送
 - (6) 教育的効果を目的とする放送を専ら行う放送局であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (一) 一週間の放送時間（補完放送（**電波法施行規則**（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）**第二条第一項第二十八号の十七**に規定する補完放送をいう。以下同じ。）であつて、テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。（一）において同じ。）において、教育番組の放送時間がその五〇パーセント以上を占めるものであること。この場合において、教育番組の放送時間が一〇〇パーセントに満たないものであるときは、その残りの放送時間の大部分が教養番組の放送によつて占められるものであること。また、補完放送であつて、テレビジョン放送の映像

- に伴うものの以外のものの放送を行うときは、教育番組又は教養番組をできる限り多く設けるものであること。
- (二) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
- (三) (一) に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量及び配列が(一)に規定する放送の実施に支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- (7) 学園の放送局であるときは、(6)にかかわらず次に掲げるところに合致するものであること。
- (一) 一週間の放送時間において、そのすべてが学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)の教育課程に定める授業科目の授業として行われる放送(以下「授業放送」という。)及び放送大学に関する告知放送によつて占められるものであること。
- (二) (一)の場合において、授業放送以外の放送を行うときは、その分量及び配列が授業放送に支障を与えないものであること。
- (8) **放送法**(昭和二十五年法律第百三十二号) **第三条の五**の規定による臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)を専ら行う放送局であるときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- (9) テレビジョン放送を行う放送局は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- (10) 申請者(学園及び**放送法第三条の五**に規定する放送を専ら行う放送局の免許を受けようとする者を除く。(12)において同じ。)は、放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従つて放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- (11) (10)の基準を定め、又は変更した場合には、**放送法第三条の三第二項**の規定により、これを公表するものであること。
- (12) 申請者は、**放送法第三条の四第一項**に規定する放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を設置するものであること。
- (13) 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- (14) 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- (15) 外国語放送(**放送法施行規則**(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十六の外国語放送をいう。)を行う放送局にあつては、国際交流の増進を目的として、外国語による放送を通じて日本人が海外の文化、産業その他の事情を理解すること及び本邦に居住又は滞在する多くの国籍の外国人が我が国の文化、産業その他の事情を理解することに資するものであること。
- (16) その局を開設することにより一の放送局の放送区域内において又は放送区域の大部分を共通にして二以上の放送局があることとなる場合に、その局の放送番組が他の放送局の放送番組と一日の放送時間(補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うものの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。)の三分の一以上完全に同一のものとなつてはならないこと。ただし、次に掲げる放送局については、この限りでない。
- (一) 放送の種類を異にする放送局
- (二) 同一周波数による放送局
- (三) 放送試験局
- (四) 総務大臣が放送番組及び受信機の状態等によりその地方及び受信者が受ける利益、事業経営の合理性、過去の業績等を参酌し、公益上特に開設の必要があると認められる放送局
- (17) その局(放送試験局及び放送試験衛星局を除く。)は、毎日放送を行うものであること。ただし、テレビジョン音声多重放送(衛星系によるものを除く。)を行う放送局は、この限りでない。
- (18) コミュニティ放送(**放送法施行規則**(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十五のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)を行う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。以下同じ。)にあつては、(17)にかかわらず、できる限り毎日(スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設であつて季節的に利用されるものの整備された区域における季節的な需要にこたえるためのコミュニティ放送を行う放送局にあつては、当該需要にこたえるために必要な期間内においてできる限り毎日)放送を行うものであること。
- (19) 申請者(学園を除く。)は、災害に関する放送を行うものであること。

- (20) 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- (21) その局の放送の時間であつて、他人の利用に供するものについては、その利用の度合において一部の利用者の独占となるものでないこと。
- 五 その局が協会の放送局であるときは、[放送法第七条](#) に規定する目的を能率的かつ経済的に遂行するために必要なものであること。
- 六 その局が放送試験局又は放送試験衛星局であるときは、前各号(受信障害対策中継放送を行う放送局又は衛星補助放送を行う放送局にあっては、第一号及び第二号)の条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
- (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
- (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
- (3) 放送番組は、その局の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。
- 2 再免許については、前項第四号及び第六号(3)に適合することは、過去の実績をもつても証明されなければならない。
- 3 受信障害対策中継放送を行う放送局は、第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、その局が再送信しようとするテレビジョン放送について発生している受信の障害を能率的に解消するために必要なものでなければならない。
- 4 衛星補助放送を行う放送局は、第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、同一人に属する人工衛星に開設する放送局による放送の受信が困難な区域において当該放送の受信の改善を図る上で必要なものでなければならない。

問② 同様の観点から、受委託放送制度を地上波放送に適用し、地上波放送事業者に割り当てられた周波数帯域の一部（帯域ごと又は時間単位）を他事業者に開放するという方策を導入することについて。

（答）

1．国民の最も身近な情報提供手段としての地上放送の役割は極めて大きく、安定的な情報供給の要請が強い。

こうした要請に応える観点から、現行制度は、技術・財政上一定の要件を満たすと判断される者について、一定期間、希少な放送波を占有させ、安定的サービス供給の担保を図る仕組みとなっている。

2．そして、免許を受けた地上放送事業者は、現在割り当てられた周波数について、最大限の有効活用を図っており、ハイビジョン放送、携帯端末向け放送等デジタル放送ならではの魅力あるサービスの実現に取り組んでいるものと認識している。従って、ご指摘のように、他の事業者に使用させ得る周波数の余裕は生じていないのではないかと考える。

3．仮に短時間、周波数帯域に余裕が生じた場合であっても、ご指摘のような第三者への周波数開放を実施するには、第三者に重ねて当該帯域の免許を付与する等、固定的な使用权を付与する必要があると考えられる。

こうした枠組みを前提とすれば、大規模災害時のように、長時間継続かつ安定した情報提供が必要なる場合、

① 元の放送事業者が、その時間帯における放送を行う意思を

有していたとしても、当該第三者との関係で、放送を行えないことがあり得る

- ② 時間帯により放送の責任主体が変更されることとなって、責任の所在が曖昧となる恐れがある

等の問題点が生ずるのではないかと考える。

4. ご指摘にあるような、地上放送事業者に割り当てられた帯域を細分化して複数の事業者に共用させることについては、以上のような問題点や、放送の安定的な供給や、デジタルならではのサービス提供に対するインセンティブを損なう恐れがないか、といった点も含めて、慎重に検討していくことが必要と思料。

問③ 電波の有効利用の促進という観点から、放送局の電波利用料の負担を占有帯域幅や出力に応じたものにするについて。

(答)

1. 電波の有効利用に資するため、先般の第 163 回国会（特別国会）において電波法改正により、「電波の逼迫度」、「使用帯域幅」や「地域性」等、電波の経済的価値に係る要素を勘案した電波利用料の算定方式を導入したところ。

2. 放送事業者所属の無線局（マイクロ固定局、FPU（陸上移動局）等）の新料額についても、上記の考え方を踏まえ、他の無線局と同様、経済価値を勘案した料額に改定されたところ。

	[旧料額]	→	[新料額]
マイクロ固定局	16,300 円	→	924 万 6,500 円 (最大)
FPU	600 円	→	149 万 7,500 円 (最大)

3. ただし、テレビジョン放送局の新料額については、円滑なデジタル化の推進に関する政策的な必要性に配慮する必要があったほか、2003 年から、新たに年間総額で約 30 億円の追加的な電波利用料の負担を求めていることも勘案したもの。

	[旧料額]	→	[新料額]
放送局	23,800 円	→	25,700 円 (アナログテレビジョン放送局)
		→	7,400 円 (デジタルテレビジョン放送局)

4. 放送事業者からの電波利用料の歳入見込み額は、約 35 億円(平成 15 年度決算値)から約 43 億円(平成 17 年度～平成 19 年度の平均)へ増加する見込み。

5．なお、放送局の電波利用料の取扱いを含め、今般の電波利用料制度の見直しは、数次にわたるパブリックコメントを経た結果であり、関係者の理解は得られているものと認識。

6．電波利用料額は、3年を1期間として見直しを行っており、放送局の電波利用料については、今後も、放送のデジタル化の動向等を踏まえ、検討して参りたい。

問④ 衛星やブロードバンドインターネット網の普及が進んでいる今日、いわゆる「地域免許制度」の意義は薄れてきていると考えられることについて。また、放送局間の競争を促進するためには、地域免許の撤廃に併せて複数局支配を規制しているマスメディア集中排除原則の緩和も必要と考えられることについて。

(答)

1. 地上放送について県域単位の放送を基本としているのは、地域に根ざした情報発信メディアの存在により地域性を確保すること等を目的としているものであり、現時点においても、その必要性は変わっていないものと考えている。
2. マスメディア集中排除原則は、健全な民主主義の発達に寄与するため、「多元性」「多様性」「地域性」という三原則を確保することを目的として定められているものであり、諸外国においても同様の規律が行われているところである。その在り方については、放送を取り巻く環境の変化等を踏まえて、適時適切な見直しを行ってきており、例えば、地上デジタルの円滑な推進を図る観点から、平成16年3月には、「放送政策研究会最終報告」（平成15年2月）を受け、一定の条件の下に最大7地域までのローカル局相互の兼営を可能としているところである。
3. さらに、平成16年7月から、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」（座長：塩野宏東京大学名誉教授）において、新しい実態の変化等を踏まえたマスメディア集中排除原則の在り方等についての検討をしており、本年8月に中間取りまとめを行い、来年6月の最終取りまとめに向け、現在、引き続き検討を進めているところである。

諸外国のメディア所有規制の概要（地上放送）

米 国	英 国	仏 国	独 国
（全国レベル） ○ 4大ネットワーク間の合併禁止 ○ 全国視聴可能世帯数39%超となる商業TV局の複数所有又は5%以上の議決権取得等の禁止 （同一市場内） ○ 条件付きでTV局は最大3局まで所有又は支配可能 ○ 条件付きでAM、FMそれぞれ最大5局、合計で最大8局まで所有又は支配可能 ○ 3以下のTV局しか存在しない場合、テレビ、ラジオ、新聞のクロス所有禁止 ○ 4～8局のTV局が存在する場合、2のTV局及び条件付きで最大8のラジオ局のクロス所有等が可能 ○ 9以上のTV局が存在する場合、新聞と放送局又はTV局とラジオ局のクロス所有が可能	○ 全国シェア20%以上の新聞社によるチャンネル3の所有又は支配の禁止 ○ 地域シェア20%以上の新聞社による当該地域のチャンネル3（地域）の所有又は支配の禁止 ○ チャンネル3（全国・地域）と全国シェア20%以上の新聞社の相互間の株式又は議決権20%以上の取得の禁止	○ TV局（全国）複数所有・支配の禁止 ○ 同一地域でのTV局（地域）複数所有・支配の禁止 ○ TV局（全国）とTV局（地域）の同時所有・支配の禁止 ○ 合計受信可能人口数1200万人超となるTV局（地域）の複数所有・支配の禁止 ○ 1の者によるTV局への出資制限（1局目:49%超、2局目:15%超、3局目以降:5%超） 等	○ テレビ及びメディア関連市場（新聞を含む。）における総合評価として、視聴率30%超となる視聴者シェア相当獲得の禁止（全国レベル）

問⑤ コンテンツの新たな流通ルートを確保することにより、番組の質の向上を図るとともに、コンテンツ産業の発展を促す観点から、放送事業者の外部からの番組調達に関して一定比率を義務づけることについて。

(答)

1. ご指摘のとおり、様々なコンテンツ制作者が、より高品質で魅力ある放送コンテンツを供給するインセンティブを得ることのできる環境を整備することによって、コンテンツ市場の活性化を図ることは、コンテンツ産業の発展に加え、デジタル化のメリットを視聴者に還元する観点からも重要と認識。

2. 現在の放送番組制作においても、事業者以外の制作者の参画・活用が積極的に推進されていると認識。

放送のデジタル化の推進に際し、番組制作に係る新たな人材・ノウハウの活用の推進と、コンテンツの充実・多様化を図る必要性が更に高まることは、既に放送事業者の共通認識となりつつあると思料。

3. 実際、放送事業者が、どの程度外部の第三者から番組調達を実施しているかは、様々なケースがあると思料。

これは、番組の調達コスト、外部調達で制作した番組に対する視聴者の評価等を踏まえた、各事業者の経営判断に因るものと考えられるが、全体としては、番組制作に係る外部の人材・ノウハウの積極的な活用が更に進んでいくものとする。

4. 特に、携帯受信等デジタル放送によって新たに可能となるサー

ビスにおいては、通信分野のコンテンツの企画・開発に携わる企業と放送事業者の間で、資本関係を通じた人材・ノウハウの交流等連携強化の動きも見られるところ。

- 5．従って、放送番組制作における人材・ノウハウの多様化は、市場における自然な流れとして、更に加速されていくものと思料。こうした状況の中で、ご指摘のような「義務づけ」等の規制の必要性については、更に慎重な検討が必要と思料。

問⑥ 行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第二次）」（平成8年12月16日）では、放送区域の広域化が貴省との合意の上で提言されているが、この問題について、同提言が閣議決定された後、どのような広域化のための施策を貴省が講じてきたかについて。

（答）

1. ご指摘の意見を踏まえ、放送対象地域の広域化について、「規制緩和推進三カ年計画」（平成9年3月）においては、「周波数利用技術等の開発動向、視聴者ニーズ、事業者の要望等」を踏まえつつ、「周波数事情の許すところから広域化できるよう、平成9年度から必要な措置を実施する。」とされている。

2. 平成9年度以降、総務省としては、「周波数利用技術の開発動向」「事業者の要望」「視聴者ニーズ」や、周波数事情等を勘案しつつ、必要な措置について検討したところ。

平成12年3月の段階では、「周波数事情を勘案しながら必要な措置を実施」することとなっている。

3. その後も、放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、引き続き必要な措置を検討しており、平成16年3月には、「放送政策研究会最終報告」（平成15年2月）を受け、地上デジタルの円滑な推進を図る観点から、一定の条件の下に最大7地域までの兼営を可能としたところ。

4. なお、平成13年3月以降の規制改革推進三カ年計画においては、放送対象他地域の広域化に関する記載は行われていない。